



平成31年(ワ)第100号 損害賠償請求事件
原告 片倉一美 ほか32名
被告 国

証拠説明書(7)

令和3年4月16日

水戸地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告指定代理人

高	洲	昌	弘
稲	玉		祐
前	川		悠
藤	丸		遼
近	藤	敦	哉
森	田	大	輔
関	根	八千	栄
林		孝	博
高	橋		裕
西	澤	賢太	郎
高	畑	栄	治
須	藤	純	一
大	舩	雅	史
瀧	ヶ 崎	由	一
森	川		卓
関	口		豊
清	水	邦	芳
村	田	和	基

也 郎 靖 之 行 也 幸 男 夫 宣 寬 昭
祐 伸 太 貴 安 達 隆 美 孝 広 博
藤 枝 橋 市 枝 部 藤 木 山 原 内
後 三 高 上 霞 藤 矢 工 青 栗 栗 長

略語は従前の例による。

号証	標目 (作成者)		作成 年月日	立証趣旨
乙75	効果的・効率的な河川 維持管理の推進について (国土交通省河川局)	写し	平成 23.5.11	原告らの示す「鬼怒川維持管理計画」 (甲31)は、「改修計画」に該当する ものではないこと
乙76	r i o 鬼怒川&小貝 川イベントガイド 特 別号2007(抜粋) (関東地方整備局下館 河川事務所)	写し	平成 19.10	右岸11キロ地点は、平成14年の洪水により家屋の浸水被害が発生した堤防未改修の区間であったこと
乙77	平成23年度大輪(上) 築堤工事完成図 (関東地方整備局下館 河川事務所)	写し	平成 24.3	右岸16.5キロ地点から18キロ地点は、道路管理者により、圏央道の橋梁架設が計画されていたこと
乙78	一般国道468号首都 圏中央連絡自動車道 (圏央道)「鬼怒川橋 (仮称)」の新設に伴 う河川法第95条に基 づく協議について(協 議)(抜粋) (関東地方整備局長)	写し	平成 24.3.30	圏央道の橋梁の整備時期に合わせて、 右岸16.5キロ地点から18キロ地 点までの堤防整備を実施したこと 【注：2枚目の図面は縮小されている ため、表示された縮尺は、実際の縮尺 と異なる】